

2 循 環 号 外
令和 2 年 4 月 1 0 日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令時の廃棄物関係の
窓口業務について (通知)

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令に伴い、許可申請や各種届出、
相談などの窓口業務について、下記のとおり対応しますので、貴協会員へ周知してい
ただきますようお願いいたします。

記

- 1 許許可申請や各種届出等の提出書類については、簡易なものや定例的なものを除
き、原則、郵送、F A X、メールにより内容を事前に確認しますので、各県民事務
所等の廃棄物担当課へお問合せください。
- 2 手数料の納入を伴わない各種届出、差し替え書類の提出等は、原則、郵送により
御提出ください。なお、受付控を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同
封いただきますよう、お願いします。
- 3 手数料の納入を伴う申請等、各窓口へお越しの際は、マスクの着用をお願いしま
す。
- 4 各種相談については、原則、電話等で対応いたします。
なお、相談時に図面等が必要な場合は、電話でその旨をお伝えいただき、職員の
指示に従って郵送、F A X、メール等で当該図面等を送付してください。
- 5 F A X又はメールで書類を送付した場合は、電話でその旨をお伝えください。
- 6 緊急事態宣言発令時は、事業を縮小しますので、審査、応答に時間がかかること
があります。御理解いただきますようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課産業廃棄物グループ
廃棄物監視指導室指導グループ
監視グループ

電 話 052-954-6235

ファックス 052-953-7776

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp